

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例（平成27年藤井寺市条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第3条第2項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市に在住又は在勤する者
- (3) 市及び関係行政職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進室戦略調整課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年11月24日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月19日規則第22号）

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月7日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項第1号の委員である者の任期は、旧規則第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に満了する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則 (平成27年4月1日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第70号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規則第26号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。